

千葉市政担当記者 様

平成29年4月27日
市民局市民自治推進部
地域安全課
電話 245-5634
内線 2642

町内自治会への防犯カメラ設置補助事業を開始します

千葉市では、今年度から新たに町内自治会に対し、防犯カメラの設置補助事業を開始しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

ひったくり等の犯罪を抑止するために町内自治会が設置する防犯カメラの経費に対し、補助金を交付し、安全・安心なまちづくりを推進します。

2 事業概要

(1) 補助対象経費

町内自治会の防犯カメラの購入・取付に要する経費

(2) 主な補助要件

- ①ひったくり等の犯罪を抑止するために設置されるものであること
- ②専らごみ置き場を監視するためのものでないこと
- ③あらかじめ管轄の警察署との協議により、防犯カメラの設置場所を選定すること
- ④撮影された映像のうち、公道の画像面積が2分の1以上であること
- ⑤プライバシーに配慮した運用を行うこと

3 補助割合

設置経費の1/2（1台あたりの補助上限20万円）

4 対象自治会の選定

犯罪抑止の観点から、犯罪の発生状況、地域特性（駅、小・中学校が隣接）、設置状況（過年度の要望状況）等を総合的に勘案し、優先度の高い自治会から選定します。

5 平成29年度予算

800万円

6 スケジュール

平成29年5月	町内自治会長に案内文（制度内容・説明会の開催）を送付
6月	説明会を開催（2回）、事前協議開始
8月	補助対象団体の選定
9月	補助金交付申請の受付開始
～平成30年3月	※市が補助金交付決定後、順次自治会で防犯カメラを設置 補助金交付